

発大監第 14 号
平成 26 年 8 月 26 日

大山町長 森田 増 範 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成 25 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度大山町公営企業会計経営健全化のための審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度 大山町資金不足比率審査報告書

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 平成 26 年 8 月 5 日 (火)
- (2) 審査の場所 大山町議会委員会室
- (3) 審査方法

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 25 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業に係る会計名	比率名	資金不足 比率 (%)	経営健全化 基準 (%)	備 考
水道事業会計	平成 25 年度 資金不足比率	—	20	
夕陽の丘神田特別会計		—	20	
簡易水道事業特別会計		—	20	
農業集落排水事業特別会計		—	20	
公共下水道事業特別会計		—	20	
風力発電事業特別会計		—	20	
温泉事業特別会計		—	20	
宅地造成事業特別会計		—	20	
索道事業特別会計		—	20	

*資金不足比率がない場合は、「―」で表示している

(2) 個別意見

審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できるが、現下の厳しい経済情勢を鑑み、財政の健全化に向けて、なお一層努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。